

第三十四回国 参議院内閣委員会會議録第一二号

昭和三十五年二月九日(火曜日)午後一時十一分開会

出席者は左の通り。

委員長 中野 文門君

委員 増原 恵吉君 村山 道雄君 伊藤 道雄君 横川 正市君 伊能繁次郎君 大谷 肇潤君 木村篤太郎君 小柳 牧衛君 下條 康磨君 下村 定君 松村 秀逸君 鶴岡 哲夫君 松本治一郎君 矢嶋 三義君 山本伊三郎君 向井 長年君 辻 政信君

國務大臣 井野 碩哉君 政府委員 内閣官房長官 椎名悦三郎君 法務省矯正局長 渡部 善信君 事務局側 常任委員 杉田正三郎君 会専門員 宮内庁長官 宇佐美 親君

説明員 宮内庁長官 宇佐美 親君

本日の會議に付した案件 ○法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出) ○国家行政組織に関する調査(皇太子殿下の外遊に関する件)

○委員長(中野文門君) これより内閣委員会を開会いたします。去る二月三日、内閣から提出され、即日本委員会に付託されました法務省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。政府から提案理由の説明を聴取いたします。

○國務大臣(井野碩哉君) 法務省設置法の一部を改正する法律案について、その趣旨を説明いたします。

この法律案の要旨は、長野刑務所の位置を長野市から須坂市に変更するとともに、村を町とする処分等に伴い、法務局及び地方方法務局の管轄区域並びに少年院の位置等を定める法務省設置法の別表三及び五について所要の整理を行なうことの二点であります。

まず、長野刑務所の位置を長野市から須坂市に改めることについてであります。御承知のように、現在の長野刑務所の舎屋は、明治十六年十二月、当時長野監獄本署の舎屋として建設されたものを引き継いで今日に至っているものであります。その老朽はなほだしく、かつ、著しく狭隘のため、つとにその改築、拡張を要望されていたのであります。しかしながら、同刑務所の所在地は長野市の中心部に位し、人家権比して、敷地の拡張は不可能であ

り、また同市内に他に適当な用地を得ることも困難でありましたので、政府といたしましては、収容者の拘禁状況の改善、作業の拡充等をはかるため、早急に同刑務所の舎屋を他に新営すべく鋭意努力いたしました結果、幸いに関係各方面の協力により、同市に隣接する須坂市大字須坂に約十五万平方メートルの敷地を入手して同刑務所の舎屋の新営工事を実施しております。そこでここに法務省設置法別表四中の長野刑務所の位置を須坂市に改めようとするのであります。

次に、法務省設置法の別表の整理についてであります。村を町とする処分、市村の廃置分合及び村の名称変更に伴い、法務局及び地方方法務局の管轄区域並びに少年院の位置等を定めている法務省設置法の別表三及び五について整理の必要が生じたので、所要の整理を行なうとするものであります。

以上が法務省設置法の一部を改正する法律案の趣旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいますようお願いいたします。

○委員長(中野文門君) 以上で、提案理由の説明は終了いたしました。自後の審査は、後日に譲ります。

○委員長(中野文門君) 次に、国家行政組織に関する調査を議題として調査を進めます。現在政府側の出席者は、宇佐美宮内庁長官でございます。御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○矢嶋三義君 お許しを得まして、緊急質問をいたします。私が要請している政府委員は、宮内庁長官並びに官房長官、総理府総務長官さらに外務政務次官、外務政務次官が衆議院の本会議の関係上出席できないならば、本件について答弁のできる条約局長でもよろしい、あるいはアメリカ局長でもよろしい、儀典関係の説明員でもよろしい、当該者に出席を要望しておりますので、事務当局を通じて早急に出席方をお願い申し上げます。

まず宮内庁長官に伺いますが、日本国憲法第一条には、「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて」と書かれておりますし、それから第四条に、「天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない。」というふうにうたわれております。私は、天皇並びに皇室を常に尊敬崇拝をいたしておられますゆえに、国会が国会の行事として開会式を行なう場合には、お客様としてお迎えするわけですから、私は一度も欠かしたことはございません、陛下の国会への御臨席を常に迎えておる一人であります。

私あえて伺ひ申し上げたいことは、この憲法の条章から申しまして、天皇並びに皇室は国政に関する権能を有しないわけですから、政治的にはあくまでも中立でなければならぬ、そして皇室は政治から切り離された形で存在しなければならぬ、こういう私は見解を持つものであります。

が、あえてこの点に関する長官の御所見を承りたい。

○説明員(宇佐美親君) ただいま矢嶋委員の仰せになりました通りに、憲法で天皇の御地位あるいは国政との関係その他はつきりと明示されておりました。私も皇室に関する事務を取り扱うものといつたしましては、この趣旨に紛消せざるよう平素意を用いており、もりでございます。全く仰せの通りだと存じます。

○矢嶋三義君 そこで伺ひますが、たとえ現在わが国においては、いわゆる日米新安保条約と申すような非常に国論を二分するような重大な外交、政治問題が起こっております。こういう問題に皇室が巻き込まれるというふうな姿というものは、極力私は回避、心すべきだと思ひますが、長官の御所見いかがでありますか。

○説明員(宇佐美親君) もちろん、政治上の問題につきまして、皇室がある見解を示されたり、あるいはこれに巻き込まれるというふうなことは、これにようにわれわれとしては努力すべきものと考へます。

○矢嶋三義君 私はその長官の答弁を了いたしました。そこで具体的に伺ひますが、現在皇太子殿下が外国から招待を受けておられる国はどうかという点がございませぬか、お答えいただけますか。

アの大統領、フィリピンの大統領等が、元首としてはわが国にお見えになつておられます、そのうちでそれぞれ皇太子殿下にそれぞれの国を御訪問いただくたいという事を非公式にわれわれの耳に入っているのはござい

ます。
○矢嶋三義君 今あげられました諸国の元首並びに首相が、わが国においてなられたのは、政府の御招待によるものか、あるいは皇室の御招待によるものか、どういふものでありますか。

○説明員(宇佐美毅君) 外国の元首あるいは総理大臣その他の方が、日本にたくさんの方が御訪問になつておりますが、いつの場合におきましても、日本でお招きするといふのは、一つの外交事務として政府と申しますか、外務省で検討されて、その考え方をきめられるわけでありませぬ。しかし、現在国賓としてそういった元首等がお見えになりました場合に、当然儀礼上皇室で接待をされるというのが通例でございまして、従つて、皇室がイニシアチブをとつて、まづ先に招待をされたといふことは一度もございませぬ。

○矢嶋三義君 続けて伺いますが、ただいま東南アジア諸国から、非公式に皇太子殿下のお招きを受けているという事でありませぬが、適当な機会にこれらの諸国の御招待に応じようというやうな御計画があられるかどうか、また皇太子殿下御本人におかれてお招きにに応じて御訪問してみたいというやうなお気持ちがあるかどうか、その点お伺いしたいと思います。

○説明員(宇佐美毅君) 終戦後、講和条約が成立後に、外国の元首でまづ先に見えたのは、エチオピアの皇太子、

これは数年前のことでございます。自來次々と見えておりました、先ほど申し上げました通りに、何らかの機会に皇太子殿下においでいただくかないかと、いろいろの意思が伝わつて参りました。われわれもいたしましては、これらのことは、十分適當の時期に実現すべきものといふふうに考へておりました。実は昨年におきましても、相当考へいたしたわけでございますが、御結婚後の妃殿下の御妊娠という事もある。昨年が実現に至つておりました。われわれは近い機会に、こういふ国の御訪問が実現するように考へたいと思つておる次第でございます。

○矢嶋三義君 伝へられるところの、皇太子殿下が五月下旬ころにアメリカを訪問されるという、このアイクの御招待は公式のものとしてきて、このわけですか、非公式の口頭を通じて御内意を伺うといふやうな形で来ているのであります。その辺の事情をお伺いしたい。

○説明員(宇佐美毅君) アメリカ大統領から皇太子、同妃殿下に対する御招待といふことは、先ごろ総理大臣が渡米の際に、あちらから申し出がございまして、共同発表の通りに、総理は十分実現に努力する旨を述べられ、総理は歸られてそのことを私に口頭で伝えられておりますが、アメリカからはまだ正式の文書というものは参つておりませぬ。しかし、そういう事情でございますので、現在、先ほど申し上げました諸国との関係、それからその他のことを今考慮中でございます。いつごろおいでになるかということもまだ結論に達しておりませぬ。

○矢嶋三義君 やや掘り下げて、具体的に伺いたしますが、皇太子殿下が訪米されるお話をあなたに耳に入れたのは最初いつでございますか。
○説明員(宇佐美毅君) 共同声明が出ますときに、アメリカからの総理大臣から、外務省を経て耳にいたしました。か、あとですか。
○説明員(宇佐美毅君) 共同声明が正式に発表になる少し前と思ひます。
○矢嶋三義君 少し前とは、どのくらい前ですか。そのときに、あなたはどいう御返事をなさつたのでありますか、お答え願ひます。

○説明員(宇佐美毅君) 時間的に、今あれでございますが、こういふ共同声明に至るだらうという事で、その内容をわれわれに、外務省を経て伝わつてきたわけでありませぬ。
○矢嶋三義君 それに対して、あなたはどういふ御返事なり意見を述べられたのか、その点を伺いたしたい。
○説明員(宇佐美毅君) 共同声明にございませぬ通りに、総理大臣としては、その実現に、御希望に沿うように、実際に努力するといふ文句だけでございます。まして、一切その他のことはございませぬので、われわれとしては、別段特に返事を求められるやうな電報ではございませぬ。そういうことになつたといふことでございます。

○矢嶋三義君 共同声明の出る前に、この御意向をお漏らしになられたか、お答え願ひます。
○説明員(宇佐美毅君) 先ほど申し上げましたように、アメリカ側と申しますか、そういうことは昨年の夏ぐらゐから一部ご希望がございまして、われわれとしても、一応そういうことは耳にいたしておりましたが、大統領が皇太子殿下をお招きになるといふことは、その共同声明のときに初めて聞いたわけでございます。われわれはあらゆる、そういう通知が来るたびに、陛下はもちろん、皇太子殿下にも申し上げております。ですから共同声明を発表する前には御承知になつておるわけでございます。

○委員(中野文門君) ちよつと速記をやめて。
〔速記中止〕
○委員(中野文門君) 速記を始め

○矢嶋三義君 官房長官に伺ひます。皇太子殿下訪米の件について、共同声明にこの内容が盛り込まれておりますが、ワシントンから外務省を通じて、宮内庁の意向を伺つて、そして五月下旬の皇太子殿下の訪米可能という判断のもとに、共同声明に盛り込まれたものと私は予測しているわけですが、相違ないかどうか、お答え願ひます。

○政府委員(椎名悦三郎君) これは十九日が調印、それからまた、その日にアイゼンハワー大統領との会議がございました。これは一般政治の問題についてでありまして、翌日二十日は、さらに打ち合わせの上、会議を再び開いたのであります。その席上では、日本から日米修好百年目に当たつておるので、種々の行事もある。この機会に大

統領のおいでをぜひ期待するという事で、いわゆる御招待をいたしました。ところが大統領はちよつと極東には出かけてみたいと思つておつたのだけれども、ちよつとソ連を訪問するその帰途に東の方に……(もう少しわかるように言つて下さい)と呼ぶ者あり)ソ連を旅行するが、シベリアを通過して歸ることの許可を得るから、その歸途がちよつといいから、その歸途に日本に寄ることにはしたくない、しかしそれは長い日数はとらうて無理である、せいぜい二日ぐらいという話があった。それであります。これに対して向こうから同じやうな理由のもとに、記念すべき年にあつたつて、ぜひ日本の皇太子御夫妻を招待したい、というお話があつた。それは総理大臣の所掌外の問題であつて、皇室の御都合をよく聞いてみないと確答はいたしかねる、しかしながら、皇太子夫妻を招待したいといふ切なる御希望の趣旨はよくわかつたから、その趣旨に沿つて努力はいたしたいと思つて、その趣旨が共同声明に出たものと考えております。

○矢嶋三義君 時間がありませんから、私が伺つてゐるポイントに合わせ、簡単に御答へ願ひます。共同声明を出される前に、ワシントンから宮内庁に交渉をしたかしないか、お答へ願ひます。
○政府委員(椎名悦三郎君) この問題については、実は、私は事務的には存じておりませぬ。大体アメリカの方からこういふ申し出があつて、それに対してちよつとちよつと答へておつたといふやうな趣旨の連絡はしたやうであります。いつ行けるとか何と

かといふことは、先ほど申し上げたやうな御意向をお漏らしになられたか、お答え願ひます。
○説明員(宇佐美毅君) 先ほど申し上げましたように、アメリカ側と申しますか、そういうことは昨年の夏ぐらゐから一部ご希望がございまして、われわれとしても、一応そういうことは耳にいたしておりましたが、大統領が皇太子殿下をお招きになるといふことは、その共同声明のときに初めて聞いたわけでございます。われわれはあらゆる、そういう通知が来るたびに、陛下はもちろん、皇太子殿下にも申し上げております。ですから共同声明を発表する前には御承知になつておるわけでございます。

うようなそりい確答を得た上のも
ではないと思ひます。

○矢嶋三義君 その話は共同声明の出
る前の晩ごろから出た話ですか。こ
ういふくらのことを官房長官知つて
ないはずはない。お答へ願ひます。

○政府委員(推名悦三郎君) その話と
いふのはどの話ですか。

○矢嶋三義君 アイク訪日にこたえて
皇太子殿下が訪米されるというこ
う内容を共同声明の中に織り込むとい
う話は、あなたの方ワシントンに着いて
から出て参つた話ですか、それとも東
京を出発する前からあつた話ですかと
いうことをお尋ねして居るのです。

○政府委員(推名悦三郎君) アイゼン
ハワーを日本に招待すれば、まあ向こ
うも皇太子御夫妻を招待する、したい
というのを言ひださうという推測は
聞いておりました。

○矢嶋三義君 それはいつどこで聞
きましたか。

○政府委員(推名悦三郎君) いつどこ
で聞いたといふは、はつきりした記憶
はございません。

○矢嶋三義君 日本ですか、それとも
ワシントンに着いてからですか。

○政府委員(推名悦三郎君) 日本で
す。

○矢嶋三義君 日本で、しからばどう
いうわけで、何ですかそりいのがあ
るならば、出発にあつて宮内庁長官
に、こりいものが共同声明の中に織
り込まれるかもしれないがどうしたも
のだらうといふことを、どうして御相
談申し上げないのですか。

○政府委員(推名悦三郎君) そりい
不的確な問題について打ち合わせをす
る必要なりを認めなかつたわけです。

○矢嶋三義君 おかしいですよ。妃殿下
は今御懐妊中じゃないですか。その
方にあなたの出産後一、二カ月にして外
國に御旅行していただく、そりいあ
なた重要な問題が覚書の中に入りそ
りいだといふのに、宮内庁長官には出し
てもいい、ワシントンから覚書を
発する前の晩ぐらゐにこりい話があ
るといふことを電話するといふことは
何事ですか。(人道上の問題だよ)と呼
ぶ者あり)まさしく人道上の問題じゃ
ないですか。あなた、どう思ひます
か。それからホルノルからどう電話を
かけたのですか。ワシントンに着いて
から……それを言ひなさんな、はつき
りおつしや。あなたの方がホルノルに
着いたときに、ホルノルでこりい問
題を協議しているじゃないですか。そ
れは日本の各新聞に報道されて居る。
ところが、宮内庁長官はそりいこと
は全くつんばさじきである。問題は、
日米安保条約のこの國會の審議、その
後に起る批准の問題の一つのPR
に、この皇太子殿下を利用した形跡き
わめて濃厚である。政治的に利用され
る、岸さんの政治的な延命策を遂げ
るために、目的のためには手段を選ば
ないといふ権力的なものが出て居る。あ
なたがおいでになる前に、皇室のあり
方については憲法上の問題から宮内庁
長官と質疑応答をして完全に意見が一
致して居る。非常に私は重大なことだ
と思ひます。国民すべてがこりい疑問と
不満を持って居ります。岸内閣のス
ポークスマンとしての官房長官は、國
民にいかにか答へられるか。お答へ願ひ
ます。

○政府委員(推名悦三郎君) 何か人道
上の問題とこりいお話をございませ

が、私は了解に苦しむわけでありま
す。ただ向こうの方から、皇太子御夫
妻を招待したいといふ申し入れがある
かも知れぬといふような事柄を、推測
を聞いておつたわけでありませす。そ
れで、向こうに参りまして、アイゼンハ
ワーの招待を正式にいたしましたこと
ろが、向こうからそれに対して正式に
その話があつた。そこで、おいでにな
るかならぬか、とにかく皇室の御都合
を伺つた上でないと何ともお答へでき
ない、ただし、アメリカ大統領の
御希望に沿うように私はできるだけの
努力はいたします、そりいことを話
したそりいあります。でありますか
ら、出産後直ちにこりいよりの、そり
いいたよりの問題は、一切皇室の御都
合を聞いて上でないと何とも申し上げ
られないと言つて答へたわけでありま
す。

○矢嶋三義君 で、具体的に伺いま
す。第一点としては、そりい問題
を共同声明の中に織り込むという事柄
の話し合いがあるならば、当然宮内庁
長官に意見を伺つて、そりい取り扱
うべき性質のものでございませす。そ
の大きな問題点がある。それから、お
答へ願ひたい点は、これは、アイクさ
んが六月下旬に訪日をされる。その訪
日と交換訪問という形ですか、あるい
は答へたという形でございませすか。お招
きを受けたならば、皇太子殿下の訪米
は、その時期はいつでも、こちらが自
主的にきめ得る、自由にきめ得るもの
か、それとも新聞等に伝えられておる
ように、アイクさんの訪日と前後して
訪米されるというよりの、そりい制
約はあつたのかどうか。お答へ願ひま
す。

○政府委員(推名悦三郎君) この問題
は、全然拘束がなかつたよりでござい
ませす。それはこちらの皇室の御都合に
よつてどうでもなるものと私は解釈を
して居りました。

○矢嶋三義君 それは岸内閣のスポー
クススマンとして、責任ある答弁として
了承してよろしゅうございませすか、ま
ずそれを聞いて次を伺ひます。

○政府委員(推名悦三郎君) 記念すべ
き年でございませすから、そりいよりの
に話し合いをしたのでありますから、
それを年を越すとか、あるいは二年
たつてからといふことではもちろんな
いと思ひます。こりい中のうちで、両方
に都合のよい時期といふよりに私は解
釈しておつたのであります。

○矢嶋三義君 次の内容の報道は、新
聞記者諸君の誤報だといふことに相な
るわけでしょうか、伺ひます。それは
日米修好百年になるから皇太子殿下が
訪米され、その答へとしてアイクさん
が訪日される、こりいことが伝えら
れ、あるいはアイクさんがソビエトを
訪問された歸りに六月下旬に訪日をさ
れるので、その訪日よりも先に皇太子
殿下が訪米されないといふ工合が悪い
から、皇太子殿下の訪米は大抵五月二十
日ごろに相なるであらう、こりい報
道が各紙になされて居ります。これら
の報道といふものは一切誤りだ、そり
いよりのよりのよりのよりのよりの
いふふりによつてよろしいのかどう
か、お答へ願ひます。

○政府委員(推名悦三郎君) 御出産後
のおからだの都合もございませす。ま
し、それでただアイゼンハワーがソ連
から歸ると幾ばくもなく総選挙が始ま
る、であるからしてその前といふこと
になると、勢い五月中といふことにな
るが、それはまあいろいろ皇室の御
都合、おからだの御都合等もあるだろ
うといふよりのよりのよりのよりのよ
りませす。しかし、それが決して確
定的なものではもちろんないことは、そ
れは申し上げるまでもないことであ
ります。

○矢嶋三義君 で、私は次に伺いま
す。岸内閣としてはさらに具体的に、
アイクさんと岸さんと話したんで
すが、岸総理としては、皇太子殿下
を閣下によく接触されてお気持も
承つておられる宮内庁長官の、宮内
側の意向といふものを尊重される立場
をとられますか、それとも内閣として
この時期の訪米が適當であるから、そ
の意向に宮内庁側が合はしてはしい
といふよりの態度で、宮内庁側に対処
されるお考えであられるのかどうか、私
は当然宮内庁側の、宮内庁長官の意向
といふものを尊重するもつて尊重すべき
ものと考えますが、官房長官はどうか
お考えになりますか、明確にお答へ願ひ
たい。

○政府委員(推名悦三郎君) それは当
然あなたの御意見通りいかなければな
らぬことかと考えませす。

○矢嶋三義君 宮内庁長官に伺いま
す。あなたは皇太子殿下の御訪米の問
題は、共同声明が発表される直前にそ
りいよりのものが織り込まれるであらう
といふ電話を受けたといふことですか。
従つて全権團が出発する前に、そり
いよりのことをあなたはお聞きになつて
いし、また閣下下の御内意も承つてお
られないわけですか。伝えられること
によつて、アイクさんが六月下旬に訪日
される、で、大統領選挙等の関係もあ
つて、五月の下旬二十日ごろに云々とい

を機という目的がございますので、一年、二年先というわけにも参らんかと思ひます。アメリカ側も別段何月と申しておりません。こちら新聞で五月二十日とか十一月とか、どういり根拠から出されたか知りませんが、出ておられますけれども、われわれとしてはまだ全然きまつておりません。ただ先ほど申し上げました通りに、両殿下がおそろいになっておいでになる時期というの、これは医者の意見もあり、今後の推移も見なければならぬことでありまして、これは常識的に申せばおそろいほどその点はよくなるというところ、これはだれが考えても当然であると思ひます。ただ十一月に大統領選挙がございまして、まあかりにわが國の政治上の非常に激しいさなかに來賓が来るのも、實際十分おてもなすができなまいこととは向こうでもそうでございまいしょう。しかしおいでになるのは、今私の考えでは、その長期間ではないと思ひますので、できるだけこちらの事情も話し、アメリカ側と打ち割つて話して、私は最も國民の皆さんが御納得のいく時期において、しかも両殿下の御都合も伺つていたします。万一、御出産その他御健康上のことがありますれば、先ほど申しした通りに、殿下お一方でおいでにならなければならぬことも起こるだらうと思ひます。これはわれわれは十分そういふ点を考慮いたしまして、すみやかに結論を出したいと思ひますが、今實際のところ、ここで、いつごろということはまだはつきり申し上げる結論まで達しておりません。これから折衝するわけでございます。

○矢嶋三義君 きよりは緊急質問としてお許しいただいたので、これだけに限定して伺つたわけですが、最後に、私はもう一問させていただきます。それは外務省並びに政府部内では、アイクさんが六月下旬においでになる。その前にでき得べくんば訪米していただくという考えがあることは事実です。だから、私は宮内庁長官としてはしっかりといただかなければならぬと思ひます。しかも、官房長官が先ほど、宮内庁長官の意向を十分尊重して優先的にこの意見を取り入れて、政府としては方針をきめるといふわけですから、だから両殿下に最も近く接してあなたとしては、しっかりといただかなければならぬと思ひます。少なくとも今外務省を中心とする政府部内、これはワシントンにおける両國の政府を代表する随員同士の話し合いから出てきたものなんです、そのアイクさんのおいでになる前後、しかも、その前五月下旬ごろという計画というものは、私はまことに人道にも反する決定だと思ひます。少なくともその点は宮内庁長官としてしっかりとしなければ、両殿下に私は御迷惑をかけると思ひます。一人の女性が出産した場合に、常識的に考えても、三カ月かあるいは四カ月の初めに産まれる一人の女性がですよ、五月かあるいは六月に自分が生み落としたお子様を園に置いて外国旅行をされるというふうな、そういふことを希望する女性、私は日本國內の女性に一人もないと思ひます。もし五月あるいは六月初めに御旅行していただく、しかも両殿下おそろいということになれば、妃殿下の意を無視して、そしてある意味において押えて、そして訪米

されるということになるというところは、常識的に考えてもはつきりしている。従つて、伝えられるアイクさんのおいでになる時期の前、その前後あまり時日をおかず訪米されるというところは、とりもなおさず、これは何と云つても日本の外交問題としてあるいは外交問題として大きく浮かび上がった参つておられます新安保条約との関連づけをせざるを得なくなつてくる。そらなつて参りますと、この憲法第四條の、國政に關する権能を有しない皇室は、あくまで政治から分離されなければならぬ原則にも反して参りますので、皇室のあり方としても問題となります。また、皇室並びに直接當事者である両殿下に非常に気の毒だ、特に妃殿下には御迷惑千萬なことだと思ひます。その点は両殿下としても、なかなか率直に申し上げにくい点があると思ひます。その点はあらゆるる角度から當事者として、しかも、最高の立場にある宮内庁長官としては、しっかりと、たとえ任命権者であろうと、総理に對して言うべきことは、はっきり言わなければならぬと思ひます。そういふ意味においてあえてきょうあなたにおいで願つて、そして私緊急質問させていただきます。

○委員(宇佐美毅君) 何度も申し上げました通りに、われわれといたしましては、大きな意味の國際親善という立場において、皇太子殿下、同妃殿下の御外遊を考へる、これはアメリカのみならず他の國の場合においても当然でございます。單純に政治的理由で日時をきめるといふようなことは、われわれとしてはあつてはいけないといふふうに考へております。今お述べになりました妃殿下のことは、先ほど申した通りにお二人がお過ごしになつても、やはりあとの授乳ということもございまして、これは普通の母親として当然考へるべきことは、より以上にわれわれは大事に考へるというの、従前からの考へ方でございます。あらゆる方面から検討いたしまして、われわれの希望をもちろん第一に出したいと思ひます。ただ、相手がございましてから、いつになるか、招待されたアイゼンハワー大統領がワシントンにおられる都合がよいといふことにならないと、一方的にもきめられない点がございまして、そういふ点がございまして、それはあくまでそういふ政治的な意味でなくともきまるように、われわれとしては最善を尽くしたいと思ひます。

○委員(中野文門君) 速記やめて。
〔速記中止〕
○委員(中野文門君) 速記始めて。
他に御発言もなければ、本件はこの程度にとどめて、本日はこれをもって散会いたします。
午後二時五分散会
二月三日日本委員会に左の案件を付託された。
一、法務省建設法の一部を改正する法律案
一、法務省設置法の一部を改正する法律案
法務省設置法の一部を改正する法律案
法律

法務省設置法(昭和二十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。
別表三札幌法務局の項中「厚真村 鶴川村」を「厚真町 鶴川町」に改め、同表釧路地方法務局の項中「花咲郡」を削る。
別表四長野刑務所の項中「長野市」を「須坂市」に改める。
別表五機名女子学園の項中「群馬県北群馬郡桃井村」を「群馬県北群馬郡桃東村」に改める。
附則
この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

二月三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
一、原子力委員会設置法の一部を改正する法律案
原子力委員会設置法の一部を改正する法律案
原子力委員会設置法(昭和三十年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。
第六条第一項中「四人」を「六人」に改め、同条第二項中「二人」を「三人」に改める。
第十一条第二項中「二人」を「三人」に改める。
附則
1 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。
2 この法律の施行により新たに任命される委員の任期は、原子力委員会設置法第九条第一項の規定に

かかわらず、内閣総理大臣の指定するところにより、一人については昭和三十六年十二月三十一日まで、一人については昭和三十八年六月三十日までとする。

二月五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、運輸省設置法の一部を改正する法律案

運輸省設置法の一部を改正する法律案

運輸省設置法の一部を改正する法律案

運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項の表中

鉄道建設審議会

運輸大臣の諮問に応じて鉄道敷設法(大正十一年法律第三十七号)に定める日本国有鉄道の敷設に関する事項を調査審議すること。

自動車審議会

運輸大臣の諮問に応じて自動車に関する施策に関する重要事項を調査審議すること。

改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項の表に掲げる附属機関のうち、自動車審議会は、昭和三十六年三月三十一日まで置かれるものとする。

第五十一条第一項中第一号の二を第一号の三とし、第一号を第一号の二とし、第一号として次の一号を加える。

一 日本国有鉄道の監督に関すること。

目次中(第三十九条―第五十五条)を(第三十九条―第五十五条の三)に改める。

第二十一条に次の二項を加える。

5 海運局に、国内旅客船公団監理官一人を置く。

6 国内旅客船公団監理官は、命を受けて、第二十三条第一項第三号の二に規定する事務を行なう。

第二十七条第一項中第十三号を次のように改め、第十三号の二を削る。

十三 鉄道、軌道、索道及び無軌条電車の安全の確保及び運転事故に関すること。

第二十七条第一項第十六号中「鉄道」を「日本国有鉄道の監督その他鉄道」に改める。

運輸大臣の諮問に応じて鉄道敷設法(大正十一年法律第三十七号)に定める日本国有鉄道の敷設に関する事項を調査審議すること。

自動車審議会

運輸大臣の諮問に応じて自動車に関する施策に関する重要事項を調査審議すること。

自動車審議会

運輸大臣の諮問に応じて自動車に関する施策に関する重要事項を調査審議すること。

改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項の表に掲げる附属機関のうち、自動車審議会は、昭和三十六年三月三十一日まで置かれるものとする。

第五十一条第一項中第一号の二を第一号の三とし、第一号を第一号の二とし、第一号として次の一号を加える。

一 日本国有鉄道の監督に関すること。

二月五日日本委員会に左の案件を付託された。

一、軍人恩給の加算制復元に関する請願(第一号)(第二二二号)(第二七号)(第七三三号)(第七七号)(第七九号)(第九二二号)(第九八八号)(第一〇〇号)(第一〇二二号)(第一〇四号)(第一〇五号)(第一〇六号)(第一〇八号)(第一二〇号)(第一二四号)

一、傷病者の増加恩給等は正に關する請願(第六号)(第二三八号)

一、公務員の寒冷地手当に関する請願(第一八号)(第九七号)

一、紺じゆほう章制度存続に関する請願(第一九号)

一、公務員の基本給引上げ等に関する請願(第三八号)

一、暫定手当の地域差撤廃等に関する請願(第三九号)(第九九号)(第一三四号)

一、同一市町村内の暫定手当に関する請願(第四〇号)(第四一〇号)(第一三五号)

一、昭和十八年以降師範学校卒業等の教育職員の特給調整に関する請願(第四四号)(第四五号)

一、昭和三十三年四月一日以降在職中新制大学資格取得教育職員の俸給調整に関する請願(第四六号)(第四七号)

一、労働省勤務の定員外職員の定員化に関する請願(第九三三号)

一、金し勲章年金等復活に関する請願(第一一一号)(第一一七号)(第一二九号)

第一号 昭和三十四年十二月二十九日受理

軍人恩給の加算制復元に関する請願(二二通)

請願者 茨城県猿島郡岩井町神田山一、六〇九ノ一 倉持喜一郎外五百七十七名

二名 紹介議員 武藤 常介君

三回にわたる恩給法の改正にもかかわらず、七十五万名に及ぶいわゆる赤紙応召者は、恩給受給権を持ちながら加算制停止のため失権のまま放置されており、またこれに関連して遺族扶助料も受け得ない状態であるが、これでははなはだしく不公平不均衡であるから、これら下級軍人及び遺族のため、加算制を復活して公平な恩給受給の資格を与えるよう、早急にこれが法制化を図り、昭和三十五年度から実施せられたいとの請願。

第二二二号 昭和三十五年一月五日受理

軍人恩給の加算制復元に関する請願

請願者 岐阜市富沢町三四 服部乙一外千九百九十一名

二名 紹介議員 田中 啓一君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二二七号 昭和三十五年一月六日受理

軍人恩給の加算制復元に関する請願

請願者 岐阜県揖斐郡揖斐川町 和田 壺田ひで外千九百七十四名

二名 紹介議員 田中 啓一君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第七三三号 昭和三十五年一月七日受理

軍人恩給の加算制復元に関する請願

請願者 岐阜市鶴田町一ノ一 七 日置勝久外二千二百二十名

二名 紹介議員 田中 啓一君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第九八号 昭和三十五年一月十三日受理

軍人恩給の加算制復元に関する請願

請願者 岐阜市金園町二丁目 飯尾貞蔵外二千二百九十名

二名 紹介議員 田中 啓一君

紹介議員 田中 啓一君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一〇〇号 昭和三十五年一月十四日受理
軍人恩給の加算制復元に関する請願
請願者 岐阜県益田郡下呂町東上田一、〇二六 中島宮吉外二千七百七十五名

紹介議員 田中 啓一君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一〇二号 昭和三十五年一月十六日受理
軍人恩給の加算制復元に関する請願
請願者 岐阜市忠節町三ノ五 大河誠外千八百八十八名

紹介議員 田中 啓一君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一〇四号 昭和三十五年一月十八日受理
軍人恩給の加算制復元に関する請願
請願者 岐阜市市川部 片岡孝一外二千二百八十三名

紹介議員 田中 啓一君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一〇五号 昭和三十五年一月十九日受理
軍人恩給の加算制復元に関する請願
請願者 岐阜市加納上本町四ノ二 横山克己外二千二百十八名

紹介議員 田中 啓一君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一〇六号 昭和三十五年一月二十日受理
軍人恩給の加算制復元に関する請願
請願者 岐阜県可児郡兼山町 鈴木大八外二千二百七十七名

紹介議員 田中 啓一君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一〇八号 昭和三十五年一月二十一日受理
軍人恩給の加算制復元に関する請願
請願者 岐阜県稲葉郡稲羽町三井 岩井静外千七百七十六名

紹介議員 田中 啓一君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一二〇号 昭和三十五年一月二十二日受理
軍人恩給の加算制復元に関する請願
請願者 三重県度会郡南勢町始神三重県旧軍人関係恩給権擁護連盟度会郡支部内 莊司武夫外五百三十三名

紹介議員 斎藤 昇君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一二四号 昭和三十五年一月二十一日受理
軍人恩給の加算制復元に関する請願
請願者 愛知県新城市富岡町四三三 浅見千吉外五百四十六名

紹介議員 青柳 秀夫君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

傷病者の増加恩給等是正に関する請願
請願者 滋賀県大津市梅林町六八八ノ一 滋賀県傷痍軍人会内 沢幸吉 人会内 沢幸吉

紹介議員 村上 義一君
現行恩給法中、傷病恩給に関しては、他の恩給に比し大きな不均衡のまま放置されており、特に等差、裁定基準の根本的是正が行なわれていないばかりでなく、年額、周差及び家族加給等について、第二十八回及び第三十一回国会では付帯決議が付されているが、未解決な問題点が残されているから、(一)第一項の増加恩給の年額を二〇万一千円とすること、(二)裁定基準を是正するため、恩給法別表第一号表の二及び三を改正すること、(三)周差を旧法の周差に是正すること、(四)家族加給は一人四千八百円を現在員に支給し、傷病年金受給者に対して文官と同様家族加給を支給すること等の是正を図られたいとの請願。

第一三八号 昭和三十五年一月二十七日受理
傷病者の増加恩給等是正に関する請願
請願者 熊本市内坪井町一七五 戸次正元

紹介議員 櫻井 三郎君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第一八号 昭和三十四年十二月二十九日受理
公務員の寒冷地手当に関する請願
請願者 長野県小県郡塩田町手塚九五〇 中沢清吉

紹介議員 勝保 稔君
昭和二十四年法律第二号に規定されている現行の寒冷地手当の支給率は、長野県に勤務している者にとつては、その後生活費そのものが増加したこと

と本県がとくに全国でも有数の寒冷積雪地帯であること等の理由から、実情に沿わずして不合理なものとなつていけるから、寒冷地手当支給率を引き上げるよう同法の一部改正措置を第三十四回国会において講ぜられたいとの請願。

第九七号 昭和三十五年一月十二日受理
公務員の寒冷地手当に関する請願
請願者 長野県西筑摩郡新開村 黒川 仁科寛外二十三名

紹介議員 棚橋 小虎君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第一九号 昭和三十四年十二月二十九日受理
紺じゆほり章制度存続に関する請願
請願者 東京都渋谷区千駄ヶ谷五ノ一〇財団法人日本更生保護協会会長 木村篤太郎外二名

紹介議員 木村篤太郎君
昨今、勲章及びほり章制度改正の議がたかまり関係方面において種々検討されている由であるが、紺じゆほり章制度の存続が更生保護制度の運営に大きな影響力を及ぼしている現状を十分に考慮の上、これらの改正にあつては、紺じゆほり章制度存続のため格段の配慮をせられたいとの請願。

第三八号 昭和三十五年一月六日受理
公務員の基本給引上げ等に関する請願
請願者 京都府舞鶴市舞鶴市立白糸中学校内 川北徳行

紹介議員 高田なほ子君

消費者米価、鉄道運賃をはじめ諸物価は毎年二パーセント余りの上昇を示しているため、昭和二十九年以来今日まで、すえ置かれていた公務員の基本給と民間給与との開きを、三千円ないし五千円であることを人事院の報告も明らかになっているから、すみやかに、公務員の基本給三千円の引き上げを図られたい。また、現在実施されている教職員の給与法は、校種別、年功序列式の階級賃金体系であり、極めて不平等差別的給与体系であるから、小、中、高の学校種別による差別待遇の給与制度を即時撤廃し、同じ教育職にある教職員に対しては一律に四万三千五百円までの完全通し号俸による給与に改正せられたいとの請願。

第三九号 昭和三十五年一月六日受理
暫定手当の地域差撤廃等に関する請願
請願者 岩手県陸前高田市米崎町字沼田一五〇ノ一 新沼良一外三百四十一名

紹介議員 高田なほ子君
昭和三十二年四月給与法が改正になり、勤務地手当が撤廃され、今日まで、暫定手当として、支給地と最高支給地の差が十五パーセントのまま支給されているが、既に、地域による物価差も解消し、全般的に生計費が増大しているものであるから、暫定手当の地域による差を撤廃し、全地域に対して現行の最高支給額を本俸に繰り入れるよう、一般職の職員の給与に関する法律を改正せられたいとの請願。

第九九号 昭和三十五年一月十三日受理

暫定手当の地域差撤廃等に関する請願 (四十一通)

請願者 熊本県球磨郡五木村下 手 富永正人外六千四百九十九名

紹介議員 荒木正三郎君
この請願の趣旨は、第三九号と同じである。

第一三四号 昭和三十五年一月二十日 六日受理

暫定手当の地域差撤廃等に関する請願 (七通)

請願者 宮崎県小林市大字南四方六、〇五〇 穴見英 彰外百十八名

紹介議員 平島 敏夫君
この請願の趣旨は、第三九号と同じである。

第四〇号 昭和三十五年一月六日受理

同一市町村内の暫定手当に関する請願 (五通)

請願者 熊本県荒尾市宮内一、〇八七 宮崎力外百二十名

紹介議員 高田なほ子君
市町村合併に伴ない同一市町村内の暫定手当支給額に不均衡を生じ、教育人事行政上にも少なからぬ支障をきたしている現状であるが、同一市町村内における物価差も解消している現状においてこの不均衡はすみやかに改善せらるべきものと考えられるから、この不均衡を是正するため、同一市町村内の暫定手当は当該市町村内の現行最高支給額に引き上げるため、すみやかに改善措置を講ぜられたいとの請願。

第四一〇号 昭和三十五年一月六日受理

同一市町村内の暫定手当に関する請願 (六通)

請願者 高知県吾川郡春野村芳原一四八 土居内政美 外六十三名

紹介議員 荒木正三郎君
この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第一三五号 昭和三十五年一月二十日 六日受理

同一市町村内の暫定手当に関する請願 (五通)

請願者 宮崎市大塚町弥堂の窪 五、五一一 青木弘光 外百名

紹介議員 平島 敏夫君
この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第四四号 昭和三十五年一月六日受理

昭和十八年以降師範学校卒業等の教育職員の俸給調整に関する請願

請願者 札幌市南三条西一二 星野健三外六千三百七十四名

紹介議員 米田 勲君
第二十五回臨時国会において、一般職の職員の給与に関する法律の一部が改正され、高等学校教育職員級別俸給表又は小中学校教育職員級別俸給表の適用を受ける教職員のうち、高学歴者等も是正の対象となつたが、例えば青年師範卒業者のうち免許取得の申請を行なわなかつた者に対しては、単に実免を所持してはなかつたという理由で、この対象から除外されるといふ不合理を生じているから、昭和十八年以降の師範学校卒業者及び昭和十九年以降の青年師範学校卒業者(実免取得者を除く)並びに師範学校専攻科卒業生で、高、中、小学校及び、幼稚園、もろり学校、ろり学校、養護学校等に勤務する教育職員に対して俸給調整を行なわれたいとの請願。

第四五号 昭和三十五年一月六日受理

昭和十八年以降師範学校卒業等の教育職員の俸給調整に関する請願 (三十八通)

請願者 高知県安芸市江川乙七 五七 川竹猛雄外六百七十七名

紹介議員 荒木正三郎君
この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第四六号 昭和三十五年一月六日受理

昭和三十二年四月一日以降在職中新制大学資格取得教育職員の俸給調整に関する請願

請願者 札幌市南三条西一二 星野健三外六千三百七十四名

紹介議員 米田 勲君
第二十五回臨時国会における給与法一部改正に伴ない学歴調整は、昭和三十三年三月三十一日実施されたが、この俸給調整は一回限りであつたため、その後在職中新制大学資格取得者については、今日まで何等改善の措置がとられず、極めて不均衡を生じているから、昭和三十二年四月一日以降の在職中の新制大学資格取得教育職員で、高等学校、中学校、小学校、幼稚園、もろり学校、ろり学校、養護学校に勤務している者に対して俸給調整を行なわれたいとの請願。

第四七号 昭和三十五年一月六日受理

昭和三十二年四月一日以降在職中新制大学資格取得教育職員の俸給調整に関する請願 (二十九通)

請願者 熊本市大江新町一三〇 中村雅子外四百七十七名

紹介議員 荒木正三郎君
この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第九三三号 昭和三十五年一月十一日 受理

労働省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 福岡市天神町一 岡崎 正喜外六百二十七名

紹介議員 吉田 法晴君
昭和二十六年に臨時職員の登場以来一貫して全員定員化を要求し、闘争をつづけてきたが、今日にいたつても一部定員化が行われたのみで根本的な定員化が計られていないことは臨時職員を制度的に固定し、定員内職員に付帯し、恒常化した雇用による「臨時職員制度」によつて、身分差を強め、低賃金、重労働、無権利を職場に導入し、全体の労働条件の切り下げを策しているものであつて全く納得できない処置であるから、定員法を改正して臨時職員全員定員化の強力な政策をもつて善処せられたいとの請願。

第一一一号 昭和三十五年一月二十日 一日受理

金し敷章の年金受給該当者の平均年齢がすでに八十才に達しているためこれら該当者のうちから全国で毎日五名以上の死亡者がでており数年後にはこれら生存者はほとんど皆無となる見こみであり、また、一時賜金の受給該当者についても、すでに交付されている国債、証券が現在のごとく支払い停止のままの状態で放置されてしまつて昭和三十五年度末にて支払い期限が満期になるといふ実情にあるから、これら該当者のために年金及び一時賜金がすみやかに復活するよう善処されたいとの請願。

第一一七号 昭和三十五年一月二十日 二日受理

金し敷章年金等復活に関する請願

請願者 佐賀県唐津市城内全国 功友連佐佐賀支部 内 豊田稔

紹介議員 鍋島 直昭君
この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。

第二二九号 昭和三十五年一月二十日 五日受理

金し敷章年金等復活に関する請願

請願者 鹿児島県薩摩郡入来町 功友会支部内 斧淵彰 正

紹介議員 西郷吉之助君
この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。

二月八日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
一、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
一、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律 (昭和二十四年法律第二百五十二号) の一部を次のように改正する。

別表第三を次のように改める。

官職名	俸給月額
秘書官	
八号俸	五、四〇〇円
七号俸	四、七〇〇円
六号俸	四、〇〇〇円
五号俸	三、三〇〇円
四号俸	二、六〇〇円
三号俸	二、〇〇〇円
二号俸	一、四〇〇円
一号俸	三、六〇〇円

附則
この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
一般職の職員の給与に関する法律 (昭和二十五年法律第九十五号) の一部を次のように改正する。

第二条第六号を次のように改める。
六 給与を決定する諸条件の地域差に対応する給与に関する適当と認める措置(一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第百

五十四号) 附則第二十二項に規定する暫定手当の整理を含む。)を国会及び内閣に同時に勧告するため、全国の各地における生計費等の調査研究を行なうこと
第五条第一項中「特殊勤務手当」の下に、「隔遠地手当」を加える。

第十三条を次のように改める。
(特殊勤務手当)
第十三条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を俸給で考慮することが適当でない

と認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。
2 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に關し必要な事項は、人事院規則で定める。
第十三条の次に次の一条を加える。

(隔遠地手当)
第十三条の二 離島その他の交通の著しく困難な地に所在する官署として人事院規則で指定するものに勤務する職員には、隔遠地手当を支給する。

2 隔遠地手当の月額額は、職員が受けるべき俸給及び扶養手当の月額額の合計額の百分の二十五をこえない範囲内で人事院規則で定める。
第十九条の四第二項中「百分の六十五」を「百分の七十五」に改める。
第十九条の六中「扶養手当」の下に「隔遠地手当」を加える。

別表第一から別表第七までを次のように改める。

別表第一 行政職俸給表

1 行政職俸給表(一)

職務の等級 号俸	1 等級		2 等級		3 等級		4 等級		5 等級		6 等級		7 等級		8 等級	
	俸月	給額	俸月	給額	俸月	給額	俸月	給額	俸月	給額	俸月	給額	俸月	給額	俸月	給額
1	60,400	円	44,400	円	31,800	円	22,400	円	17,300	円	13,300	円	10,800	円	7,200	円
2	62,900		46,600		33,600		23,500		18,300		14,300		11,600		7,400	
3	65,400		48,900		35,400		24,600		19,300		15,300		12,400		7,700	
4	67,900		51,200		37,200		25,800		20,300		16,300		13,300		8,000	
5	70,500		53,500		39,000		27,000		21,300		17,300		14,300		8,400	
6	73,100		55,800		40,800		28,200		22,400		18,300		15,300		9,200	
7	75,700		58,100		42,600		29,400		23,500		19,300		16,300		10,000	
8	78,600		60,400	15	44,400	12	30,600	12	24,600	12	20,300	12	17,300	12	10,800	12
9	81,800		62,900	18	46,600	15	31,800	12	25,800	12	21,300	12	18,300	12	11,600	12
10			65,400	24	48,900	18	33,600	12	27,000	15	22,400	12	19,300	12	12,400	12
11			67,900		51,200	24	35,400	12	28,200	18	23,500	15	20,300	15	13,300	15
12					53,500		37,200	15	29,400	21	24,600	18	21,300	18	14,300	18
13							39,000	18	30,600	24	25,800	21	22,400	21	15,300	21
14							40,800	24	31,800		27,000	24	23,500	24	16,300	24
15							42,600				28,200		24,600		17,300	

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

ロ 行政職俸給表(二)

職の 等級 号 俸	1 等 級			2 等 級			3 等 級			4 等 級			5 等 級		
	俸 給 月 額	昇 期	給 間	俸 給 月 額	昇 期	給 間	俸 給 月 額	昇 期	給 間	俸 給 月 額	昇 期	給 間	俸 給 月 額	昇 期	給 間
1	18,100	9	月	13,300	9	月	10,900	9	月	7,300	9	月	5,700	6	月
2	18,700	9		13,900	9		11,500	9		7,500	9		5,900	6	
3	19,300	9		14,500	9		12,100	9		7,800	9		6,100	6	
4	19,900	9		15,100	9		12,700	9		8,200	9		6,300	6	
5	20,500	9		15,700	9		13,300	9		8,700	9		6,500	6	
6	21,100	9		16,300	9		13,900	9		9,200	9		6,700	6	
7	21,700	9		16,900	9		14,500	9		9,700	9		6,900	6	
8	22,300	9		17,500	9		15,100	9		10,300	9		7,100	6	
9	22,900	9		18,100	9		15,700	9		10,900	9		7,300	9	
10	23,500	9		18,700	9		16,300	9		11,500	9		7,500	9	
11	24,100	9		19,300	9		16,900	12		12,100	9		7,800	9	
12	24,700	9		19,900	9		17,500	12		12,700	12		8,200	9	
13	25,300	12		20,500	9		18,100	12		13,300	12		8,700	9	
14	25,900	12		21,100	9		18,700	12		13,900	12		9,200	9	
15	26,500	12		21,700	12		19,300	15		14,500	15		9,700	12	
16	27,100	12		22,300	12		19,900	15		15,100	15		10,300	12	
17	27,700	15		22,900	12		20,500	15		15,700	15		10,900	12	
18	28,300	15		23,500	12		21,100	15		16,300	15		11,500	15	
19	28,900	15		24,100	15		21,700	15		16,900	15		12,100	15	
20	29,500	15		24,700	15		22,300	15		17,500	15		12,700	15	
21	30,100	15		25,300	15		22,900	15		18,100	15		13,300	15	
22	30,700	15		25,900	15		23,500	18		18,700	15		13,900	15	
23	31,300	15		26,500	15		24,100	18		19,300	15		14,500	15	
24	31,900	18		27,100	18		24,700	18		19,900	18		15,100	15	
25	32,500	18		27,700	18		25,300	18		20,500	18		15,700	15	
26	33,100			28,300			25,900			21,100	18		16,300	15	
27										21,700	18		16,900	15	
28										22,300			17,500	15	
29													18,100	18	
30													18,700	18	
31													19,300	18	
32													19,900	18	
33													20,500		

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 税務職俸給表

職の等級 号俸	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級		5 等 級		6 等 級		7 等 級	
	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間
1	39,000	12	31,800	12	24,600	12	19,300	12	15,300	12	12,300	12	7,800	12
2	40,800	12	33,600	12	25,800	12	20,300	12	16,300	12	13,300	12	8,300	12
3	42,600	12	35,400	12	27,000	12	21,300	12	17,300	12	14,300	12	8,800	12
4	44,400	12	37,200	12	28,200	12	22,400	12	18,300	12	15,300	12	9,300	12
5	46,600	15	39,000	12	29,400	12	23,500	12	19,300	12	16,300	12	10,000	12
6	48,900	18	40,800	15	30,600	12	24,600	12	20,300	12	17,300	12	10,700	12
7	51,200	24	42,600	18	31,800	12	25,800	12	21,300	12	18,300	12	11,500	12
8	53,500		44,400	24	33,600	12	27,000	12	22,400	12	19,300	12	12,300	12
9			46,600	24	35,400	12	28,200	12	23,500	12	20,300	12	13,300	12
10			48,900		37,200	15	29,400	15	24,600	12	21,300	12	14,300	12
11					39,000	18	30,600	18	25,800	15	22,400	15	15,300	15
12					40,800	24	31,800	21	27,000	18	23,500	18	16,300	18
13					42,600		33,600	24	28,200	21	24,600	21	17,300	24
14							35,400		29,400	24	25,800	24	18,300	
15									30,600		27,000			

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三 公安職俸給表

イ 公安職俸給表(一)

職の等級 号俸	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級		5 等 級		6 等 級		7 等 級	
	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間
1	39,000	12	31,800	12	24,600	12	17,300	12	12,300	12	9,700	12	8,400	12
2	40,800	12	33,600	12	25,800	12	18,300	12	13,300	12	10,500	12	8,800	12
3	42,600	12	35,400	12	27,000	12	19,300	12	14,300	12	11,400	12	9,200	12
4	44,400	12	37,200	12	28,200	12	20,300	12	15,300	12	12,300	12	9,700	12
5	46,600	15	39,000	12	29,400	12	21,300	12	16,300	12	13,300	12	10,500	12
6	48,900	18	40,800	15	30,600	12	22,400	12	17,300	12	14,300	12	11,400	12
7	51,200	24	42,600	18	31,800	12	23,500	12	18,300	12	15,300	12	12,300	12
8	53,500		44,400	24	33,600	12	24,600	12	19,300	12	16,300	12	13,300	12
9			46,600	24	35,400	12	25,800	12	20,300	12	17,300	12	14,300	12
10			48,900		37,200	15	27,000	12	21,300	12	18,300	12	15,300	12
11					39,000	18	28,200	12	22,400	12	19,300	12	16,300	12
12					40,800	24	29,400	15	23,500	15	20,300	12	17,300	12
13					42,600		30,600	18	24,600	15	21,300	12	18,300	12
14							31,800	21	25,800	18	22,400	15	19,300	12
15							33,600	24	27,000	21	23,500	15	20,300	12
16														
17							35,400		28,200	24	24,600	18	21,300	12
18									29,400	24	25,800	21	22,400	15
19									30,600		27,000	24	23,500	18
20											28,200	24	24,600	21
21											29,400		25,800	24
22													27,000	24
													28,200	

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 公安職俸給表(二)

職の等級 号俸	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級		5 等 級		6 等 級		7 等 級		8 等 級	
	俸 給 月 額	昇 給 期 間	俸 給 月 額	昇 給 期 間	俸 給 月 額	昇 給 期 間	俸 給 月 額	昇 給 期 間	俸 給 月 額	昇 給 期 間	俸 給 月 額	昇 給 期 間	俸 給 月 額	昇 給 期 間	俸 給 月 額	昇 給 期 間
1	39,000	12	31,800	12	24,600	12	19,300	12	15,300	12	12,300	12	8,100	12	6,600	12
2	40,800	12	33,600	12	25,800	12	20,300	12	16,300	12	13,300	12	8,500	12	6,900	12
3	42,600	12	35,400	12	27,000	12	21,300	12	17,300	12	14,300	12	9,100	12	7,300	12
4	44,400	12	37,200	12	28,200	12	22,400	12	18,300	12	15,300	12	9,700	12	7,700	12
5	46,600	15	39,000	12	29,400	12	23,500	12	19,300	12	16,300	12	10,500	12	8,100	12
6	48,900	18	40,800	15	30,600	12	24,600	12	20,300	12	17,300	12	11,400	12	8,500	12
7	51,200	24	42,600	18	31,800	12	25,800	12	21,300	12	18,300	12	12,300	12	9,100	12
8	53,500		44,400	24	33,600	12	27,000	12	22,400	12	19,300	12	13,300	12	9,700	12
9			46,600	24	35,400	12	28,200	12	23,500	12	20,300	12	14,300	12	10,500	12
10			48,900		37,200	15	29,400	15	24,600	12	21,300	12	15,300	12	11,400	12
11					39,000	18	30,600	18	25,800	15	22,400	15	16,300	12	12,300	12
12					40,800	24	31,800	21	27,000	18	23,500	18	17,300	15	13,300	12
13					42,600		33,600	24	28,200	21	24,600	21	18,300	15	14,300	12
14							35,400		29,400	21	25,800	21	19,300	18	15,300	15
15									30,600	24	27,000	24	20,300	18	16,300	18
16									31,800		28,200	24	21,300	18	17,300	21
17											29,400		22,400	21	18,300	21
18													23,500	24	19,300	24
19													24,600	24	20,300	24
20													25,800		21,300	

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四 海事職俸給表
イ 海事職俸給表(一)

職の等級 号俸	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級		5 等 級	
	俸 給 月 額	昇 給 期 間	俸 給 月 額	昇 給 期 間	俸 給 月 額	昇 給 期 間	俸 給 月 額	昇 給 期 間	俸 給 月 額	昇 給 期 間
1	34,200	12	24,800	12	18,600	12	13,500	12	8,500	12
2	35,900	12	26,100	12	19,700	12	14,500	12	9,100	12
3	37,600	12	27,400	12	20,900	12	15,500	12	9,700	12
4	39,300	12	28,700	12	22,200	12	16,500	12	10,300	12
5	41,000	12	30,000	12	23,500	12	17,500	12	11,300	12
6	42,700	12	31,400	12	24,800	12	18,600	12	12,400	12
7	44,400	12	32,800	12	26,100	12	19,700	12	13,500	12
8	46,100	12	34,200	12	27,400	12	20,900	12	14,500	12
9	47,800	12	35,900	12	28,700	12	22,200	12	15,500	12
10	49,500	15	37,600	12	30,000	12	23,500	15	16,500	12
11	51,200	18	39,300	12	31,400	15	24,800	18	17,500	15
12	52,900	24	41,000	15	32,800	18	26,100	18	18,600	18
13	54,600	24	42,700	18	34,200	21	27,400	18	19,700	18
14	56,300		44,400	24	35,900	24	28,700	21	20,900	18
15			46,100		37,600		30,000	24	22,200	18
16							31,400		23,500	18
17									24,800	21
18									26,100	24
19									27,400	

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 海事職俸給表(二)

職務等級 号俸	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級	
	俸 給 月 額	昇 給 期 間	俸 給 月 額	昇 給 期 間	俸 給 月 額	昇 給 期 間	俸 給 月 額	昇 給 期 間
1	18,600	12	13,700	12	9,700	12	6,700	12
2	19,600	12	14,600	12	10,400	12	7,100	12
3	20,600	12	15,600	12	11,200	12	7,500	12
4	21,600	12	16,600	12	12,000	12	7,900	12
5	22,600	12	17,600	12	12,800	12	8,300	12
6	23,600	12	18,600	12	13,700	12	9,000	12
7	24,600	12	19,600	12	14,600	12	9,700	12
8	25,600	15	20,600	12	15,600	12	10,400	12
9	26,600	15	21,600	12	16,600	12	11,200	12
10	27,600	18	22,600	12	17,600	12	12,000	12
11	28,600	18	23,600	15	18,600	15	12,800	12
12	29,600	18	24,600	18	19,600	18	13,700	12
13	30,600	18	25,600	18	20,600	18	14,600	12
14	31,600	18	26,600	18	21,600	18	15,600	15
15	32,600	21	27,600	21	22,600	18	16,600	18
16	33,600	21	28,600	21	23,600	21	17,600	18
17	34,600	24	29,600	24	24,600	21	18,600	21
18	35,600	24	30,600	24	25,600	24	19,600	21
19	36,600		31,600		26,600	24	20,600	24
20					27,600		21,600	24
21							22,600	

備考 この表は、船舶に乗り組む職員（海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。）で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五 教育職俸給表

イ 教育職俸給表(一)

職務等級 号俸	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級		5 等 級		6 等 級	
	俸 給 月 額	昇 給 期 間	俸 給 月 額	昇 給 期 間	俸 給 月 額	昇 給 期 間	俸 給 月 額	昇 給 期 間	俸 給 月 額	昇 給 期 間	俸 給 月 額	昇 給 期 間
1	60,400	12	31,700	12	21,400	12	17,800	12	11,500	12	8,400	12
2	62,900	12	33,300	12	22,800	12	19,000	12	12,500	12	9,100	12
3	65,400	12	34,900	12	24,200	12	20,200	12	13,500	12	9,900	12
4	67,900	12	36,500	12	25,700	12	21,400	12	14,500	12	10,700	12
5	70,500	12	38,200	12	27,200	12	22,800	12	15,500	12	11,500	12
6	73,100	12	39,900	12	28,700	12	24,200	12	16,600	12	12,500	12
7	75,700	12	41,600	12	30,200	12	25,700	12	17,800	12	13,500	12
8	78,600	12	43,300	12	31,700	12	27,200	12	19,000	12	14,500	12
9	81,800	12	45,000	12	33,300	12	28,700	15	20,200	15	15,500	12
10		12	46,700	12	34,900	12	30,200	15	21,400	15	16,600	12
11		12	48,400	12	36,500	12	31,700	15	22,800	15	17,800	12
12		12	50,100	12	38,200	15	33,300	15	24,200	15	19,000	12
13		12	52,000	12	39,900	15	34,900	15	25,700	18	20,200	15
14		15	54,100	15	41,600	15	36,500	15	27,200	18	21,400	18
15		15	56,200	15	43,300	15	38,200	15	28,700	18	22,800	18
16		15	58,300	15	45,000	18	39,900	15	30,200	18	24,200	18
17		18	60,400	18	46,700	21	41,600	15	31,700	21	25,700	21
18		21	62,900	21	48,400	21	43,300	18	33,300	21	27,200	21
19		24	65,400	24	50,100	24	45,000	21	34,900	24	28,700	24
20			67,900		52,000		46,700	24	36,500	24	30,200	24
21							48,400	24	38,200		31,700	
22							50,100					

備考 (一) この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する学長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。
 (二) この表の2等級の18号俸、19号俸及び20号俸は、大学院を置く大学の教授で人事院規則で定めるものみに適用する。
 (三) 大学院を置く大学の教授で人事院規則で定めるものについては、2等級の15号俸、16号俸及び17号俸に昇給する場合は、昇給期間を12月とする。
 (四) 大学院を置く大学の助教授で人事院規則で定めるものについては、3等級の13号俸、14号俸及び15号俸に昇給する場合は、昇給期間を12月とする。

ロ 教育職俸給表(二)

職の 号俸 等級	1 等 級		2 等 級		3 等 級	
	俸 給 月 額	昇給期間	俸 給 月 額	昇給期間	俸 給 月 額	昇給期間
1	27,900	12	11,500	12	7,700	12
2	29,000	12	12,500	12	8,000	12
3	30,100	12	13,500	12	8,400	12
4	31,200	12	14,500	12	9,100	12
5	32,300	12	15,500	12	9,900	12
6	33,500	12	16,500	12	10,700	12
7	35,000	12	17,500	12	11,500	12
8	36,500	12	18,500	12	12,500	12
9	38,100	12	19,500	12	13,500	12
10	39,700	12	20,500	12	14,500	12
11	41,300	12	21,500	12	15,500	12
12	42,900	12	22,500	12	16,500	12
13	44,500	12	23,500	12	17,500	12
14	46,100	12	24,600	12	18,500	12
15	47,700	12	25,700	12	19,500	12
16	49,300	15	26,800	12	20,500	12
17	50,900	18	27,900	12	21,500	12
18	52,500	21	29,000	12	22,500	12
19	54,100	24	30,100	12	23,500	15
20	55,700		31,200	12	24,600	18
21			32,300	12	25,700	18
22			33,500	12	26,800	18
23			35,000	12	27,900	24
24			36,500	15	29,000	24
25			38,100	15	30,100	
26			39,700	15		
27			41,300	15		
28			42,900	18		
29			44,500	21		
30			46,100	21		
31			47,700	24		
32			49,300			

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 教育職俸給表(三)

職の等級 号俸	1 等 級		2 等 級		3 等 級	
	俸 給 月 額	昇給期間	俸 給 月 額	昇給期間	俸 給 月 額	昇給期間
1	22,100 ^円	12 ^月	9,100 ^円	12 ^月	7,700 ^円	12 ^月
2	23,100	12	9,900	12	8,000	12
3	24,100	12	10,700	12	8,400	12
4	25,100	12	11,500	12	9,100	12
5	26,100	12	12,300	12	9,900	12
6	27,200	12	13,200	12	10,700	12
7	28,300	12	14,100	12	11,500	12
8	29,400	12	15,100	12	12,300	12
9	30,500	12	16,100	12	13,200	12
10	31,700	12	17,100	12	14,100	12
11	32,900	12	18,100	12	15,100	12
12	34,100	12	19,100	12	16,100	12
13	35,300	12	20,100	12	17,100	12
14	36,500	12	21,100	12	18,100	12
15	37,800	12	22,100	12	19,100	12
16	39,100	12	23,100	12	20,100	15
17	40,600	12	24,100	12	21,100	18
18	42,200	15	25,100	12	22,100	21
19	43,800	18	26,100	12	23,100	21
20	45,400	21	27,200	12	24,100	24
21	47,000	21	28,300	12	25,100	
22	48,600	24	29,400	12		
23	50,200		30,500	15		
24			31,700	15		
25			32,900	15		
26			34,100	15		
27			35,300	15		
28			36,500	15		
29			37,800	18		
30			39,100	21		
31			40,600	21		
32			42,200	24		
33			43,800			

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 研究職俸給表

職の等級 号俸	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級		5 等 級		6 等 級		7 等 級	
	俸 給 月 額	昇給 期間	俸 給 月 額	昇給 期間	俸 給 月 額	昇給 期間	俸 給 月 額	昇給 期間	俸 給 月 額	昇給 期間	俸 給 月 額	昇給 期間	俸 給 月 額	昇給 期間
1	60,400	12	39,000	12	29,400	12	21,300	12	13,100	12	11,100	12	7,200	12
2	62,900	12	40,800	12	30,600	12	22,400	12	14,100	12	12,100	12	7,400	12
3	65,400	12	42,600	12	31,800	12	23,500	12	15,100	12	13,100	12	7,700	12
4	67,900	12	44,400	12	33,200	12	24,600	12	16,100	12	14,100	12	8,000	12
5	70,500	12	46,600	12	34,600	12	25,800	12	17,100	12	15,100	12	8,400	12
6	73,100	12	48,900	12	36,000	12	27,000	12	18,100	12	16,100	12	9,300	12
7	75,700	12	51,200	12	37,500	12	28,200	12	19,100	12	17,100	12	10,200	12
8	78,600	12	53,500	12	39,000	12	29,400	12	20,200	12	18,100	12	11,100	12
9	81,800	15	55,800	15	40,300	12	30,600	12	21,300	12	19,100	12	12,100	12
10		18	58,100	18	42,600	12	31,800	12	22,400	12	20,200	12	13,100	12
11		24	60,400	24	44,400	12	33,200	12	23,500	12	21,300	12	14,100	15
12			62,900		46,600	15	34,600	12	24,600	12	22,400	12	15,100	18
13					48,900	18	36,000	12	25,800	12	23,500	12	16,100	21
14					51,200	24	37,500	15	27,000	12	24,600	15	17,100	24
15					53,500		39,000	18	28,200	12	25,800	18	18,100	
16							40,800	18	29,400	12	27,000	18		
17							42,600	18	30,600	12	28,200	21		
18							44,400	24	31,800	12	29,400	21		
19							46,600	24	33,200	15	30,600	24		
20							48,900		34,600	18	31,800	24		
21									36,000	21	33,200			
22									37,500	24				
23									39,000	24				
24									40,800					

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 医療職俸給表

イ 医療職俸給表(一)

職の等級 号俸	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級		5 等 級	
	俸 給 月 額	昇給 期間	俸 給 月 額	昇給 期間	俸 給 月 額	昇給 期間	俸 給 月 額	昇給 期間	俸 給 月 額	昇給 期間
1	60,400	12	41,300	12	30,200	12	21,400	12	13,500	12
2	62,900	12	42,900	12	31,700	12	22,800	12	14,500	12
3	65,400	12	44,500	12	33,300	12	24,200	12	15,500	12
4	67,900	12	46,100	12	34,900	12	25,700	12	16,600	12
5	70,500	12	47,700	12	36,500	12	27,200	12	17,800	12
6	73,100	12	49,300	12	38,100	12	28,700	12	19,000	12
7	75,700	12	50,900	12	39,700	12	30,200	12	20,200	12
8	78,600	12	52,800	12	41,300	12	31,700	12	21,400	12
9	81,800	12	54,700	12	42,900	12	33,300	12	22,800	12
10		15	56,600	15	44,500	12	34,900	12	24,200	12
11		18	58,500	18	46,100	15	36,500	12	25,700	12
12		24	60,400	24	47,700	18	38,100	15	27,200	12
13			62,900		49,300	18	39,700	15	28,700	12
14					50,900	21	41,300	18	30,200	15
15					52,800	24	42,900	18	31,700	15
16					54,700		44,500	18	33,300	15
17							46,100	21	34,900	15
18							47,700	24	36,500	15
19							49,300		38,100	18
20									39,700	21
21									41,300	24
22									42,900	

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職俸給表(二)

職務等級 号俸	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級		5 等 級		6 等 級	
	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間
1	35,400	12	25,700	12	15,100	12	10,800	12	8,400	12	7,400	12
2	37,200	12	26,900	12	16,100	12	11,600	12	9,200	12	7,700	12
3	39,000	12	28,100	12	17,100	12	12,400	12	10,000	12	8,000	12
4	40,800	12	29,300	12	18,100	12	13,200	12	10,800	12	8,400	12
5	42,600	12	30,500	12	19,100	12	14,100	12	11,600	12	9,200	12
6	44,400	15	31,800	12	20,100	12	15,100	12	12,400	12	10,000	12
7	46,600	18	33,600	12	21,100	12	16,100	12	13,200	12	10,800	12
8	48,900	24	35,400	12	22,100	12	17,100	12	14,100	12	11,600	15
9	51,200	24	37,200	15	23,300	12	18,100	12	15,100	12	12,400	18
10	53,500		39,000	18	24,500	12	19,100	12	16,100	12	13,200	24
11			40,800	24	25,700	12	20,100	12	17,100	12	14,100	
12			42,600	24	26,900	12	21,100	12	18,100	12		
13			44,400		28,100	15	22,100	12	19,100	12		
14					29,300	18	23,300	15	20,100	15		
15					30,500	18	24,500	18	21,100	18		
16					31,800	21	25,700	21	22,100	21		
17					33,600	24	26,900	21	23,300	24		
18					35,400		28,100	24	24,500	24		
19							29,300	24	25,700			
20							30,500					

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表(三)

職務等級 号俸	1 等 級			2 等 級			3 等 級			4 等 級		
	俸給月額	昇給期間	給付	俸給月額	昇給期間	給付	俸給月額	昇給期間	給付	俸給月額	昇給期間	給付
1	20,200	12	月	15,200	12	月	10,200	12	月	7,700	12	月
2	21,200	12		16,200	12		10,900	12		8,300	12	
3	22,200	12		17,200	12		11,600	12		8,900	12	
4	23,200	12		18,200	12		12,400	12		9,500	12	
5	24,200	12		19,200	12		13,200	12		10,200	12	
6	25,200	12		20,200	12		14,200	12		10,900	12	
7	26,200	12		21,200	12		15,200	12		11,600	12	
8	27,200	12		22,200	12		16,200	12		12,400	12	
9	28,300	12		23,200	12		17,200	12		13,200	12	
10	29,500	15		24,200	12		18,200	12		14,200	15	
11	30,700	18		25,200	15		19,200	15		15,200	18	
12	31,900	21		26,200	18		20,200	18		16,200	21	
13	33,100	21		27,200	21		21,200	24		17,200	24	
14	34,300	24		28,300	21		22,200	24		18,200	24	
15	35,600	24		29,500	24		23,200			19,200		
16	36,900			30,700	24							
17				31,900								

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

附則

- 1 (施行期日)
この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。
- 2 (俸給表の改正に伴う措置)
昭和三十五年三月三十一日において一般職の職員に給する法律(以下「法」という。)第六条の二後段又は第八条第五項若しくは第八項ただし書の規定の適用により職務の等級の最高の号俸をこえる俸給月額を受ける職員の同年四月一日における俸給月額は、人事院規則の定めるところによる。
- 3 前項の規定により昭和三十五年四月一日における俸給月額を決定される職員は同日以降における最初の法第八条第八項ただし書の規定による昇給については、その者の同年三月三十一日における俸給月額を受けていた期間を、前項の規定により決定される同年四月一日における俸給月額を受ける期間に通算する。
- 4 (地方自治法の一部改正)
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。
第二百四十二条第二項中「特殊勤務手当」の下に、「隔遠地手当、へき地手当」を加える。
(市町村立学校職員給与負担法の一部改正)
- 5 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
第一条中「特殊勤務手当」の下に
- 6 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。
第四条第二項中「特殊勤務手当(人事院規則で定めるものを除く。)」の下に、「隔遠地手当」を加える。
- 7 (へき地教育振興法の一部改正)
へき地教育振興法(昭和二十九年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。
第五条の二中「特殊勤務手当」として「を削る。
防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案
防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。
第十四条第一項中「及び自衛官には通勤手当を支給し」を「には通勤手当を」に改め、「通勤手当」の下に「特殊勤務手当、隔遠地手当」を、「宿日直手当」の下に「自衛官には通勤手当、特殊勤務手当及び隔遠地手当を、それぞれ」を加え、同条第二項中「第十二条」を「第十二条から第十三条の二まで」に改める。
第十五条を次のように改める。
第十五条 削除

第十九条中「扶養手当」の下に、「特殊勤務手当、隔遠地手当」を加える。
第二十五条第二項中「三千九百円」

を「四千二百円」に改める。
第二十七条第二項本文中「特殊勤務手当」の下に、「隔遠地手当」を加え、「及び特殊勤務手当」を「特別勤務手当」に改める。

特殊勤務手当及び隔遠地手当」に改める。
別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 事務次官、議長及び参事官等俸給表

事務次官議長	官等号	参事官等					
		1 等 級		2 等 級		3 等 級	
		俸給月額	昇期給間	俸給月額	昇期給間	俸給月額	昇期給間
90,000	1	50,400	12	36,200	12	20,800	12
	2	53,000	12	38,200	12	22,000	12
	3	55,600	12	40,300	12	23,000	12
	4	58,300	12	42,300	12	24,200	12
	5	60,900	12	44,300	12	25,500	12
	6	63,500	12	46,300	12	26,700	12
	7	66,100	12	48,400	12	27,900	12
	8	68,700	15	50,400	12	29,400	12
	9	71,600	18	53,000	15	30,700	12
	10	74,500	24	55,600	18	32,100	12
	11	77,300		58,300	24	33,400	12
	12			60,900		34,800	12
	13					36,200	12
	14					38,200	12
	15					40,300	12
	16					42,300	15
	17					44,300	18
	18					46,300	24
	19					48,400	

別表第二 白衛官俸給表

階級 号俸	陸海空			將將			陸海空			2等陸海空			3等陸海空			1等陸海空			2等陸海空		
	甲		乙	陸海空		補	1等陸海空		2等陸海空		3等陸海空		1等陸海空		2等陸海空		3等陸海空				
	俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間
1	73,800	56,800	12	48,200	39,100	12	33,100	28,700	24,800	20,100	12										
2	77,500	59,500	12	50,400	41,200	12	34,800	30,200	26,100	21,200	12										
3	81,200	62,300	12	52,500	43,400	12	36,900	31,500	27,300	22,400	12										
4	85,100	65,000	12	54,600	45,500	12	39,100	33,100	28,700	23,500	12										
5	88,800	67,700	12	56,800	48,200	12	41,200	34,800	30,200	24,800	12										
6		70,800	12	59,500	50,400	12	43,400	36,900	31,500	26,100	12										
7		73,800	15	62,300	52,500	12	45,500	39,100	33,100	27,300	12										
8		77,500	18	65,000	54,600	15	48,200	41,200	34,800	28,700	15										
9		81,200	24	67,700	56,800	18	50,400	43,400	36,900	30,200	18										
10		85,100		70,800	59,500	24	52,500	45,500	39,100	31,500	21										
11				73,800	62,300		54,600	48,200	41,200	33,100	24										
12							56,800	50,400	43,400	34,800	24										
13																					
14																					

備考 陸將、海將又は空將で、甲の欄に掲げる俸給月額を受けるべき官職及びその官職を占める者の俸給の号俸は、総経過したときは、当該俸給月額をこえる俸給月額を定めることができる。

3等陸海空			1等陸海空			2等陸海空			3等陸海空			陸海空			1等陸海空			2等陸海空			3等陸海空		
俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間
17,700	13,900	12	11,600	10,500	12	8,600	7,500	12	6,800	6,800													
18,300	15,200	12	12,800	11,600	12	9,600	8,000	12															
18,900	16,300	12	13,900	12,800	12	10,500	8,600																
20,100	17,500	12	15,200	13,900	15	11,600																	
21,200	18,600	12	16,300	15,200	18	12,800																	
22,400	19,800	12	17,500	16,300																			
23,500	20,900	12	18,600	17,500	15																		
24,800	22,200	15	19,800	18,600	18																		
26,100	23,500	18	20,900	19,800	21																		
27,300	24,800	21	22,200	20,900	24																		
28,700	26,100	21	23,500																				
30,200	27,600	24																					
31,500	29,000	24																					
33,100	30,500																						

理府令で定める。この場合において、その官職を占める者が最高の号俸による俸給月額を受けるに至つた時から長期間

附則

(施行期日)

- 1 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。
(俸給の切替え)
- 2 昭和三十五年四月一日において切り替えられる職員の俸給月額には、次項に定めるものを除き、この法律による改正前の防衛庁職員給与法(以下「旧法」といふ。)の適用により同年三月三十一日においてその者が属していた職務の等級(統合幕僚会議の議長たる自衛官以外の自衛官にあつては、階級をいふ。以下同じ。)における俸給の幅のうちその者が受けていた俸給月額に対応する当該職務の等級における号俸と同一のこの法律による改正後の防衛庁職員給与法(以下「新法」といふ。)別表第一若しくは別表第二又は一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十五年法律第 号)による改正後の一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)別表第一から別表第七までに定める職務の等級における号俸による額とする。
- 3 昭和三十五年三月三十一日において旧法第五条第二項の規定又は同法同条第三項若しくは第四項の規定により準用する一般職の職員の給与に関する法律第六条の二後段の規定若しくは第八条第八項ただし書の規定により職務の等級の最高の号俸による俸給月額をこえる俸給月額を受けていた職員の同年四月一日における俸給月額につ
- いては、政令で定めるところによる。
(昇給に要する期間の通算)
- 4 前項の規定により昭和三十五年四月一日における俸給月額を決定される職員の日以降における最初の新法第五条第四項の規定により準用する一般職の職員の給与に関する法律第八条第八項ただし書の規定による昇給については、その者の同年三月三十一日における俸給月額を受けていた期間を、前項の規定により決定される同年四月一日における俸給月額を受け
- る期間に通算する。
(昭和三十五年四月一日以降における差額の支給)
- 5 昭和三十五年四月一日以降において防衛庁職員給与法の一部を改正する法律(昭和三十四年法律第二百二十号)附則第七項の規定による差額を自衛官に対して支給する場合には、同項前段中「同年四月一日における新法の規定」とあるのは、「昭和三十五年四月一日における防衛庁職員給与法の一部を改正する法律(昭和三十五年法律第 号)による改正後の防衛庁職員給与法の規定」とする。

昭和三十五年二月十一日印刷

昭和三十五年二月十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局